

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	生涯学習センター
委 託 業 務 名	大津市生涯学習センター舞台吊物設備保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市本丸町
概 要	舞台及びアトリウムにおける吊物設備の保守点検業務
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 金 額	523,600円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪府大阪市此花区西島二丁目2番8号 〔名 称〕 株式会社 エムティアイ
契約相手方の選 定 理 由	舞台吊物設備の設置業者が廃業しており、その協力会社である(株)エムティアイは、これまでの保守点検業務にかかるデータの引継ぎ、技術スタッフの引受等を行っている事業者である。これらの技術的な情報やノウハウは公開されておらず、同社が全て引き継いでいることから、当該事業者以外の者に業務をさせた場合、人命にかかわるだけでなく、瑕疵担保責任が不明確となるため、当該業者と随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。